

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(税務課)	30
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	30
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	30
○農業振興地域の指定の一部改正……………	(農地調整課)	31
○土地改良区の役員の就任と退任の届出……………	(農業施設管理課)	32
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	33
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	34
○森林法による通知に代える公示(2件)……………	(治山課)	34

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者の公示……………	34
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………	35

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(5件)……………	37
----------------------------	----

## 告 示

### 北海道告示第296号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 随意契約に係る特定役務の名称

道税に係る収納磁気テープ作成業務(1件当たりの単価)

(2) 数量

調達予定数量 1,611,000件

2 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月15日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社北洋銀行

(2) 住 所 札幌市中央区大通西3丁目7番地

4 随意契約に係る契約金額  
20円30銭

5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第297号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

名 称 国民健康保険由仁町立診療所

所在地 夕張郡由仁町馬追1番地の1

名 称 豊富町国民健康保険診療所

所在地 天塩郡豊富町字上サロベツ2543番地の31

### 北海道告示第298号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項社会医療法人札幌清田整形外科病院の事項中「平成30.3.31」を「平成33.3.31」に改める。

函館市の項函館赤十字病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改め、同項社会医療法人仁生会西堀病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

旭川市の項独立行政法人国立病院機構旭川医療センターの事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改め、同項市立旭川病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立総合病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改め、同項独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

網走市の項J A北海道厚生連網走厚生病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

稚内市の項市立稚内病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

美瑛市の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

紋別市の項医療法人社団耕仁会曾我クリニックの事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

三笠市の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人社団豊友会千歳豊友会病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

深川市の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

北広島市の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

八雲町の項八雲町熊石国民健康保険病院の事項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

長万部町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

せたな町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

奥尻町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

奈井江町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

由仁町の項中「国民健康保険由仁町立病院」を「国民健康保険由仁町立診療所」に改め、「夕張郡由仁町馬追1番地」を「夕張郡由仁町馬追1番地の1」に改め、「平成31. 3.31」を「平成33. 2.28」に改める。

月形町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

上富良野町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

音威子府村の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

猿払村の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

浜頓別町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

中頓別町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

枝幸町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

豊富町の項中「豊富町国民健康保険病院」を「豊富町国民健康保険診療所」に改め、「天塩郡豊富町字上サロベツ2543の1番地」を「天塩郡豊富町字上サロベツ2543番地の31」に改め、「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

利尻町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

大空町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

津別町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

斜里町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

雄武町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

更別村の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

陸別町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

弟子屈町の項中「平成30. 3.31」を「平成33. 3.31」に改める。

#### 北海道告示第299号

昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

士幌地域の事項中「国有林野の区域（上士幌事業区1（は小班の一部の区域に限る。）、4（と1小班の区域を除く。）、5（い及びお1小班の区域に限る。）、6（い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、お、わ、か、そ、つ、ら、う、の、く、や、や1、ま、け、ふ2、こ、え、て、あ、き、ゆ、め、イ及びロ小班の区域に限る。）、7（と1、ち1、ぬ1及びわ1小班の区域を除く。）及び9（ろ、ろ2、は、は2、は3、ぬ、そ及びニ小班の区域に限る。）林班の区域を除く。」を「国有林野の区域」に、「士幌町有林野46及び47林班の区域、民有林野62及び63林班の区域、士幌町有林野60、62、74、76及び77林班の一部の区域並びに民有林野49から61及び64から72林班の一部の区域」を「士幌町有林野9（1、3、5、8小班に限る。）、17（94から98小班に限る。）、47の一部、48の一部、49の一部、52の一部、54、57、60の一部、62から64、66、67の一部、68の一部、71の一部、74の一部、76の一部、77林班の一部の区域、民有林野47の一部、48の一部、49の一部、50の一部、51の一部、52の一部、53の一部、54から57、58の一部、59の一部、60の一部、61から66、67の一部、68の一部、69の一部、70の一部、71の一部、72の一部、74の一部、76の一部、77林班の一部の区域」に改める。

2 昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

(1) 滝川地域の事項中「平成2年滝川市告示第42号」を「平成25年滝川市告示第64号」に、

「防衛庁」を「防衛省」に、「北海道立畜産試験場滝川試験地及び北海道立花・野菜技術センターの区域、北海道立中央農業試験場の区域」を「地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部花・野菜技術センターの区域、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場の区域」に、「滝川市有林野108から110林班の区域並びに民有林野1（34から47小班の区域を除く。）及び107林班の区域」を「滝川市有林野3（5の一部、42小班の一部の区域）、4（45小班の区域）、5（90の一部、91小班の区域）、8（1、16、17、19、20、56小班の区域）、9（1、2、4、5、7、8、9、10、11、12、14の一部、15、16、17、19、20、21、22、39小班の区域）、並びに10林班（1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25小班の区域）の区域及び民有林野1（20の一部、38、48、49、50、51、52、53、56、57、58、59、61、62、63の一部、74の一部、81、82、83の一部、84の一部、85の一部、86の一部、87の一部、88の一部、89の一部、90の一部、91の一部、92、93の一部、95、97、98小班の区域）、3（3、36の一部、38小班の区域）、4（40の一部、46の一部、48、51の一部、55、58、60、62、65、66、68、70、71、78の一部、89、90、91、94の一部、131、132、133、138、141、149、151の一部、156、168、173の一部、174の一部、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184小班の区域）、5（1、2、4、5、6の一部、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、29、30、31の一部、33、34、35、40、44、78、79、104、110の一部、125、127、128、129、130小班の区域）、6（52小班の区域）、7（23小班の一部の区域）並びに8林班（2の一部、3の一部、4、6、7、8、10の一部、11、13、15、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、41、42、43、45、46、48、49、50、51、52、53、54、55小班の区域）の区域」に改める。

(2) 根室地域の事項中「平成7年根室市告示第126号」を「平成30年根室市告示第12号」に、「風連湖及び温根沼の水面の区域」を「風連湖及び温根沼の水面の区域」に改める。

3 昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

(1) 恵庭地域の事項中「恵庭市の区域のうち、図面（第10号）の赤色で着色した部分（）」を「恵庭市の区域のうち、」に、「平成23年北海道告示第216号」を「平成30年北海道告示第239号」に、「防衛庁」を「防衛省」、「17林班の区域」を「17林班の区域」に改める。

(2) 幌加内地域の事項中「幌加内町の区域のうち、図面（第18号）の赤色で着色した部分（）」を「幌加内町の区域のうち、」に、「北海道大学演習林の区域（国有林野の区域）」を「北海道大学演習林の区域、国有林野の区域」に、「朱鞠内湖の水面の区域」を「朱鞠内湖の水面の区域」に改める。

### 北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 篠津中央土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成30. 4. 1	理事	古谷 陽一	石狩郡当別町字中小屋6321番地
同	同	同	池田 修	新篠津村第44線北69番地
同	同	同	福井 誠	樺戸郡月形町字篠津原野3842番地
同	同	同	茂手木 利明	石狩郡新篠津村第38線北24番地
同	同	同	岡崎 繁章	新篠津村第37線南8番地
同	同	同	富田 薫夫	江別市美原357番地
同	同	同	川原 貴幸	石狩郡当別町東裏1898番地
同	同	同	藤原 雅史	当別町蔵岱2317番地20
同	同	同	西脇 雅彦	江別市篠津534番地
同	同	同	佐伯 孝夫	石狩郡当別町蔵岱5685番地11
同	同	監事	岡野 貴儀	当別町川下5387番地4
同	同	同	鈴木 敏昭	新篠津村第44線北63番地
同	同	同	宇川 和博	当別町字東裏1680番地1
退任	同 30. 3. 31	理事	古谷 陽一	当別町字中小屋6321番地
同	同	同	池田 修	新篠津村第44線北69番地
同	同	同	福井 誠	樺戸郡月形町字篠津原野3842番地
同	同	同	茂手木 利明	石狩郡新篠津村第38線北24番地
同	同	同	岡崎 繁章	新篠津村第37線南8番地
同	同	同	山田 富彦	江別市美原223番地の1
同	同	同	稲村 勝俊	石狩郡当別町字東裏967番地
同	同	同	藤原 雅史	当別町蔵岱2317番地20
同	同	同	西脇 雅彦	江別市篠津534番地
同	同	同	岸田 勤	石狩郡当別町蔵岱2754番地
同	同	監事	南部 隆志	新篠津村第42線北77番地
同	同	同	鈴木 敏昭	新篠津村第44線北63番地
同	同	同	宇川 和博	当別町字東裏1680番地1

#### 南るもい土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
-------	--------	---------	----	-----

就任	平成30. 4. 1	理事	菅原 太一	留萌市大字留萌村字留萌原野11線14番地の20
同	同	同	林 寛治	留萌郡小平町字大楸154番地の4
同	同	同	佐藤 正繁	留萌市東雲町2丁目85番地の6
同	同	同	滝本 稔	同 大字留萌村字留萌原野19線17番地の5
同	同	同	田中 栄義	留萌郡小平町字本郷760番地
同	同	同	福田 邦宏	同 小平町字沖内876番地
同	同	同	土井川 克俊	同 小平町字平和108番地の5
同	同	同	面方 順一	同 小平町字住吉821番地
同	同	同	落田 義幸	同 小平町字小平町375番地の189
同	同	監事	高野 謙市	同 小平町字小平町372番地の172
同	同	同	五十嵐 正榮	留萌市大字留萌村字藤山4195番地
退任	同 30. 3.31	理事	菅原 太一	同 大字留萌村字留萌原野11線14番地の20
同	同	同	林 寛治	留萌郡小平町字大楸154番地の4
同	同	同	岡田 誠	留萌市南町2丁目62番地
同	同	同	滝本 稔	同 大字留萌村字留萌原野19線17番地の5
同	同	同	田中 栄義	留萌郡小平町字本郷760番地
同	同	同	福田 邦宏	同 小平町字沖内876番地
同	同	同	伊東 秀俊	同 小平町字寧楽53番地の1
同	同	同	面方 順一	同 小平町字住吉821番地
同	同	同	丸山 里司	同 小平町字達布732番地
同	同	監事	高野 謙市	同 小平町字小平町372番地の172
同	同	同	五十嵐 正榮	留萌市大字留萌村字藤山4195番地

**北海道告示第301号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年4月3日、苫前土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第302号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 石狩市浜益区送毛374の3地先・142（以上1筆地先1筆について

て次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第303号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西30線20の12（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第304号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第305号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
芦別市(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、芦別市の所在場所 別市(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第306号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第208号
- 2 所在が不明な者 糸川 聡

#### 北海道告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を利尻町役場の掲示場に掲示した。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第236号
- 2 所在が不明な者 伊佐田 省三、奥津 和、神田 正信、兼平 秀子、斉藤 翠、佐孝 秀夫、佐々木 利勝、下家 邦彦、大門 康裕、仲條 茂、名達 直藏、能村 勇、不破 保、松原 忠男

#### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月13日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量  
貨物兼乗用自動車の賃貸借(渡島地区水産技術普及指導所ほか) 2台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成30年4月4日
- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース函館

(2) 住所 函館市杉並町5番20号

4 落札金額  
48,600円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成30年2月16日付け北海道渡島総合振興局告示第25号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

### 北海道オホーツク総合振興局告示第79号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年4月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用ロータリ除雪車 1台  
（交換契約により空港用ロータリ除雪車（300kw級）1台を契約の相手方に供し、空港用ロータリ除雪車（2.6m/3,400t級）1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成30年12月28日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、15年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年4月13日（金）から同年5月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年5月25日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月24日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0708

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Rotary Snow Remover (length 2.6 meters / 3,400 tons class) for airport use, Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 25, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than May 24, 2018)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan  
Phone : 0152-41-0708

北海道オホーツク総合振興局告示第80号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年4月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成30年7月6日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年4月13日（金）から同年5月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階3号  
会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7  
条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年5月24日（木）午後2時（送付による場合は、同月  
23日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る  
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合  
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返送切手券を添えて、  
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ  
（[http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/  
nyuusatsuannai.htm](http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm)）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を  
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次  
による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 24, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than May 23, 2018)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General  
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri,  
Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月13日

北海道教育庁胆振教育局長 佐野 秀樹

1 落札に係る特定役務の名称 スクールバス貸借1日当たりの単価及び予定数量

(1) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（室蘭コースA）1日2運行 99日

(2) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（室蘭コースB）1日3運行 106日

(3) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（登別コースA）1日2運行 99日

(4) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（登別コースB）1日3運行 106日

(5) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（伊達コースA）1日2運行 99日

(6) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸借（伊達コースB）1日3運行 106日

2 落札を決定した日

平成30年3月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(6)まで

ア 氏名 道南バス株式会社

イ 住所 室蘭市東町3丁目25番3号

4 落札金額

(1) 43,900円

(2) 52,400円

(3) 45,200円

(4) 58,300円

(5) 62,800円

- (6) 78,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年3月2日付け北海道教育庁胆振教育局告示第13号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

#### 北海道教育庁日高教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月13日

北海道教育庁日高教育局長 波 岸 克 泰

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) A重油（浦河町地区） 50,000リットル
- (2) A重油（新ひだか町地区） 90,100リットル
- (3) A重油（日高町地区） 36,000リットル
- (4) A重油（平取町地区） 163,700リットル
- 2 落札を決定した日  
平成30年3月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(3)及び(4)
- ア 氏 名 株式会社伊藤商会
- イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 しずない農業協同組合
- イ 住 所 日高郡新ひだか町本町4丁目1-6
- 4 落札金額
- (1) 68円00銭
- (2) 64円00銭
- (3) 67円00銭
- (4) 64円00銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

- 平成30年1月19日付け北海道教育庁日高教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

#### 北海道教育庁日高教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月13日

北海道教育庁日高教育局長 波 岸 克 泰

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 灯油（浦河町地区） 18,600リットル
- (2) 灯油（新ひだか町地区） 124,000リットル
- (3) 灯油（日高町地区） 8,800リットル
- 2 落札を決定した日  
平成30年3月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(3)
- ア 氏 名 日高エア・ウォーター株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区北3条西1丁目2番地
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 株式会社三輪電気商会
- イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目1番75号
- 4 落札金額
- (1) 77円78銭
- (2) 69円20銭
- (3) 74円50銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年1月19日付け北海道教育庁日高教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

#### 北海道教育庁渡島教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。  
平成30年4月13日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) A重油その1（渡島西部地区）  | 62,000リットル  |
| (2) A重油その2（渡島北部1地区） | 126,000リットル |
| (3) A重油その3（渡島北部2地区） | 203,000リットル |
| (4) A重油その4（北斗市地区）   | 228,000リットル |
| (5) A重油その5（函館市1地区）  | 211,000リットル |
| (6) A重油その6（函館市2地区）  | 213,000リットル |
| (7) A重油その7（函館市3地区）  | 141,000リットル |

2 落札を決定した日

平成30年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社アサイ石油商事  
イ 住 所 茅部郡森町字新川町216番地の10

(3) 1の(3)及び(5)

ア 氏 名 株式会社池見石油店  
イ 住 所 函館市豊川町10番1号

(4) 1の(4)及び(7)

ア 氏 名 道南石油株式会社  
イ 住 所 函館市大町9番20号

(5) 1の(6)

ア 氏 名 株式会社はこせき  
イ 住 所 函館市海岸町3番3号

4 落札金額

- |             |
|-------------|
| (1) 85,320円 |
| (2) 69,012円 |
| (3) 64,584円 |
| (4) 65,340円 |
| (5) 64,584円 |

(6) 64,476円

(7) 65,880円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年2月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所在地 | 函館市美原4丁目6番16号        |

北海道教育庁渡島教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月13日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| (1) 灯油その1（松前町地区）         | 6,000リットル  |
| (2) 灯油その2（福島町地区）         | 7,000リットル  |
| (3) 灯油その4（八雲町地区）         | 11,000リットル |
| (4) 灯油その5（森町地区）          | 11,000リットル |
| (5) 灯油その6（七飯町地区）         | 12,000リットル |
| (6) 灯油その7（北斗市地区）         | 98,100リットル |
| (7) 灯油その8（函館市（旧函館市部）地区）  | 78,000リットル |
| (8) 灯油その10（函館市（旧南茅部町）地区） | 5,000リットル  |

2 落札を決定した日

平成30年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 株式会社川菱商会  
イ 住 所 松前郡松前町字建石52番地3

(2) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社佐藤エネルギー  
イ 住 所 函館市松陰町24番3号

(3) 1の(4)及び(8)

ア 氏 名 株式会社池見石油店  
イ 住 所 函館市豊川町10番1号

(4) 1の(5)

ア 氏名 株式会社はこせき  
イ 住所 函館市海岸町3番3号

(5) 1の(6)

ア 氏名 協和石油株式会社  
イ 住所 函館市末広町21番17号

(6) 1の(7)

ア 氏名 道南石油株式会社  
イ 住所 函館市大手町9番20号

4 落札金額

- (1) 87.480円
- (2) 87.480円
- (3) 77.652円
- (4) 72.900円
- (5) 71.280円
- (6) 70.200円
- (7) 69.660円
- (8) 81.000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年2月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
-